

平成24年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成24年9月10日(月曜日)
午前10時00分 開議

市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 平 野 太 一 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 工 藤 勝 善 君
教育委員会教育長 安 田 昌 彰 君
教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

◎出席議員(14名)

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
11番 五十嵐 聡 君
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監 査 事 務 局 長 鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 市 川 厚 記 君
市 民 部 長 山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 奥 山 隆 司 君
農 政 部 長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 山 口 隆 慶 君

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7 番 吉岡文子議員

8 番 桜井龍雄議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員（登壇） おはようございます。平成24年第3回定例会にあたり、大綱2点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、本市の環境行政についてであります。この冬の記録的な豪雪により、住民生活全般に甚大な影響を与えたことは記録にも記憶にも生涯残るものとなりました。市内においても多くの家屋や建物が倒壊するなど、農業用施設におきましてもパイプハウス等、甚大な被害を受けたところでございます。本市におきましては、これらの豪雪災害に対応すべく支援体制を整えていただき、市民からも安堵の声も聞こえているところです。特に本市においては、雪害により倒壊した建物等のがれきの最終処分場での受け入れと費用の減免策を決め処理することとなり、多くのがれき等が搬入されていることと思います。そこで、1点目に、雪害によるがれき処理の状況と最終処分場についてであります。1つに、今年の雪害による倒壊建物等のがれきの受け入れ状況について伺います。市内の見慣れた風景も、この冬の豪雪により倒壊した建物等の解体処理が進み、様変わりしてしまったところをいくつか見かけます。相当量のがれき等の受け入れがあったものと推察いたしますが、その状況について伺います。2つに、今年度最終処分場の残余容量調査を行うこととなっておりますが、その進捗状況について伺います。

2点目は、3市町による広域中間処理施設の建設についてであります。平成27年度4月より稼働予定である、岩見沢市・月形町・美

唄市との広域での中間処理施設建設の入札が不調に終わり11月に再入札を行うとの報道があったわけですが、その状況と平成27年度4月からの稼働予定に変更はないものなのかお伺いします。

3点目は、生ごみ処理の基本計画についてであります。生ごみの堆肥化に向けては、6月の補正予算により基本計画を策定中かと思われませんが、現状はどこまで進んでいるのか、進捗状況を伺います。また、5月には産業・厚生常任委員会が先進地視察をしてきています。この経過を踏まえて、どのように計画に反映させるものなのかを伺います。

大綱の2点目は、市有財産についてであります。市有財産の管理運用について、1つに、市が保有管理している財産については様々なものがあると思いますが、これらの財産の売却により、財政への影響もあるものと思われまます。しかし、昨今の経済状況から企業の誘致も厳しい状況下に置かれているものと思えます。先日の一般質問で、同僚議員への答弁で、市長はあらゆる機会を通してトップセールスに駆け回り、雪冷熱を利用したデータセンターに強い関心を示す企業が複数あるとの明るい話や移住定住にかわる問い合わせも数件あるとの答弁も伺ったところではございますが、依然として地価は下落している中で、売却に伴う諸経費がかさむ状況なのかと思えます。資産の売却によって、逆に財政負担が出ることも考えられますが、過去3カ年の売却件数、価格、売却にかかわる費用と今後の資産売却の考え方について伺います。2つに、市有林の状況と管理についてですが、決算報告書によると、740ヘクタールを超える

市有林があり、市は様々な管理をしながら、この山や木々を守ってきたものと思います。長年にわたる保育管理によって伐採時期を迎え、木材として使用可能で換金できるものがあるのであれば、様々な方法で換金に結びつけることが望ましいと考えるところですが、現在市が管理する人工林と自然林それぞれの面積、人工林については樹種ごとに伐期に達している市有林の面積とその対応について、また、保育管理の現在の状況について伺います。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに環境行政について、雪害によるがれき処理の状況と最終処分場についてであります。雪害による倒壊した家屋のごみの受け入れについての相談が27件あり、これまでにその16件、約276トンの受け入れをしたところであります。今後も数件の倒壊家屋のごみの搬入が予想されることから、今回の雪害により最終処分場の埋立量が増え、残余年数にも影響があるものと考えております。次に、最終処分場の残余容量調査については、8月1日に業者と委託契約を結び、期間は平成25年3月31日までとなっております。現在はこれまでの埋め立て実績等の整備を行っているところであり、今後につきましては、10月に現地測量を実施し、12月から残余容量の算出、埋め立て可能年数の推計を行うこととしております。

次に、3市町による広域中間処理施設の建設についてであります。本年7月と8月の

計2回、岩見沢市・月形町・美唄市の3市町と学識経験者3名によって中間処理施設建設工事にかかわる総合評価審査委員会を開催し、参加事業者の技術評価を実施し、意見交換等を行い、その後、岩見沢市において8月17日に入札を行ったところ、入札価格が予定価格を上回ったため不調に終わったとの連絡を受け、これらの経緯について、後日改めて岩見沢市から説明を受けたところであります。今後の入札の日程等につきましては、改めて行うと伺っており、稼働年度においては当初どおり平成27年4月と、変わらないとお聞きしているところでございます。

次に、生ごみ処理の基本計画についてであります。生ごみ堆肥化施設整備基本計画の策定については、7月11日に入札を行い、委託業者と締結を結んだところであり、契約期間は来年の3月29日までとなっております。現在は計画策定に必要な条件の収集・整理と施設整備の基本方針などについて取りまとめているところであります。今後は計画処理量の設定、処理方法の検討、環境保全目標の設定や事業運営管理計画、全体計画、事業スケジュールなどを取りまとめ、基本計画を策定することとしております。次に、産業・厚生常任委員会での先進地視察についてであります。生ごみ堆肥化施設の先進地として、青森県八戸市のバイオリサイクルセンター南郷と、山形県長井市のレインボープランコンポストセンターを視察してきたことは承知をしているところであります。生ごみの処理方法については、現在策定中の基本計画の中で各種処理方法の概要や特徴、課題等を整理、比較検討していくこととしており、視察されました内

容等につきましても、今後参考にさせていただきたいと考えております。

次に、市有財産について、市有財産の管理運用についてであります。過去3カ年の売却及び費用の状況につきましては、平成21年度は道営住宅建設用地として1件、国道・道道の整備用地として2件、個人に対して2件、合計5件で5,026万円。費用については、分筆測量、支障物の処理などで113万6,000円。平成22年度は第二幹川築堤用地として1件で143万9,000円。費用はありません。平成23年度は企業に3件、個人に2件、合計5件で212万9,000円。費用については、分筆測量及び不動産鑑定料等で56万7,000円となっております。これら売却額につきましては、固定資産評価額や、不動産鑑定評価を基に決定したところであります。市有財産の処分につきましては、民間等への売却により、土地や建物等の有効活用が図られること、また、草刈りや解体費用など管理経費の縮減、さらには固定資産税収入の増加が見込まれることから、売却可能な資産については、メロディーや市のホームページ、インターネットオークションを活用して情報提供するほか、移住定住施策と連携するなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市有林の面積は、森林調査簿で申し上げますと668ヘクタールで、うち人工林が421ヘクタール、天然林が247ヘクタールとなっております。人工林の樹種別面積は、トドマツが326ヘクタール、カラマツが79ヘクタール、エゾマツが12ヘクタール、トウヒが3ヘクタール、ヤチダモが1ヘクタールとなっております。また、美唄市及び奈井江町森林整

備計画に基づく伐採時期は、カラマツが40年、トドマツが60年となっております。トドマツでは29ヘクタール、カラマツでは79ヘクタールすべてが伐採時期を迎えております。しかし、これら樹木をすべて伐採してしまいますと、すぐに植林しなければならないこと、また、木材市況価格の低迷や財源確保の問題等があり、市といたしましては、伐採時期を延長するため、間伐を進め伐採跡地に天然更新による広葉樹の育成を促す混交林化などについて検討を進めているところでございます。なお、本年度は一の沢市有林においてトドマツの保育間伐を行う予定であります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員 それぞれ、お答えをいただきましてありがとうございます。自席から、2点について再質問させていただきます。

1点目は、最終処分場の残余容量調査についてであります。これまでの調査によりまして、平成22年度一般廃棄物処理基本計画での埋立量の推計値と、今回のこの雪害に伴う解体がれき等の受け入れ状況を踏まえ、今日までの実績との乖離について調査するものなのか伺いたいと思います。また、調査後の最終処分場の考え方と、その判断時期について伺います。

2点目は、生ごみの堆肥化導入についてであります。今回の生ごみの堆肥化導入に向けては、市民負担の軽減策、あるいは事業者負担のあり方などと合わせて、堆肥化の必要性や堆肥を活用した農産物の安全性などについて、市民や農業者、農協等様々な団体との理解協力を得ることが必要であるととも、

それらには大変多くの時間とエネルギーが必要になるものと考えられるわけですが、どのような取り組みを行うのか伺います。

市有財産についてであります。それぞれ、ただいまお答えをいただき、理解できたところでもあります。特に市有林の管理については、やはり長い年月に及ぶ保育管理や木材市況の状況により問題が多いことを再確認したところです。しかし、いつまでも伐採せずに置くわけにはいかないということも事実であります。消費税率の改定前の住宅の駆け込み需要、あるいは国産材の見直しなども考えられます。その時々を的確に判断し、山や自然を守り、地球環境を守る観点からも、それらを決断する時期が来るのかと思われまます。私たち責任世代が次代を担う子供たちの負担にならないよう努力したいものです。市有財産についての答弁は必要ありません。

以上で私の質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、最終処分場についてであります。現在の処分場の計画期間は平成 33 年度となっておりますが、雪害ごみの受け入れ増加により、計画期間が短縮になるのではないかと考えております。このため、今回の残余容量調査では、現在までの埋立量を測量して残余容量を算出し、埋め立て終了時期を推定すること等をしてしております。今後の考え方や時期については、調査結果を踏まえ、現処分場の延命化や、新たな最終処分場の整備等について検討してまいりたいと考えております。次に、生ごみの堆肥化についてでございますが、

これまでも堆肥化に向けては、農協や農民協議会と協議を行ってきており、協力いただけるとの回答をいただいております。また、1,081 名の方々を対象に行った市民アンケート調査においても、80%の方々から賛成、90%の方々が分別に協力いただけるとの回答を得ているところでございます。今後につきましても、さらに、市民や農業者、農協等の理解と協力が十分に得られるよう、説明会や協議の場などを設けて参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

10 番、高田正則議員。

●10 番高田正則議員（登壇） 平成 24 年第 3 回定例会にあたり、大綱 4 点につきまして市長及び教育長に質問いたします。

大綱 1 点目は、地域振興について市長にお伺いいたします。その 1 つ目は、地域経済の現状及び雇用状況についてであります。8 月に内閣府が発表いたしました、月例経済報告によりますと、景気はこのところ一部に弱い動きが見られるものの、復興事業等を背景として緩やかに回復しつつある、とのことですが、本市におきましては、6 月の空知中央地方卸売市場の自己破産をはじめ、中心市街地の空き店舗増加など、経済情勢や雇用環境は非常に厳しいと考えているところであります。これらの現状をどのようにとらえ、どのような施策を行おうとしていらっしゃるのかお伺いいたします。

その 2 つ目は、企業誘致についてであります。本市における企業誘致活動につきまして、これまでアンケート調査や企業訪問のほか、視察の受け入れなどに取り組んできてい

ると思いますが、これらの活動を通じて、どのような成果があったのかお伺いいたします。また、今後の企業誘致活動の取り組みについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

その3つ目は、交流拠点施設についてであります。1つとして、利用者の状況についてお伺いいたします。平成15年12月に開業いたしました交流拠点施設「ピパの湯ゆ〜りん館」は、本市最大の集客施設として交流人口の増加に大きく貢献しているところでありますが、最近、近隣に新しい温泉施設ができたことなどから、集客が落ち込んでいるとお聞きしているところであり、利用状況がどのようになっているのかお伺いいたします。2つとして、利用者の確保に向けた、施設の改修についてお伺いいたします。開業から9年目を経過し、本年12月で10年目に入りますが、施設設備の老朽化が進んできているとお聞きしております。これまでにどのような改修を行ってきているのか、主なものについてお伺いいたします。3つとして、今後の施設整備の考え方についてお伺いいたします。先日、交流拠点施設の空調設備が故障し、早急な対応が必要となっているとお聞きしておりますが、具体的にどのような対応をお考えかお伺いいたします。また、開業から10年を目前にして、温泉施設などの大規模改修が必要になってくるものと考えますが、これ以上利用者が減少いたしますと、温泉経営にも影響を及ぼすのではないかと懸念されます。今後利用者の確保に向けた施設の整備、リニューアル等についてのお考えをお伺いいたします。

大綱2点目は、防災について市長にお伺いいたします。その1つ目は、地域防災計画に

ついてであります。北海道におきましては、東日本大震災で得られた教訓や、国の防災基本計画の修正を踏まえ、地震・津波対策を中心とした防災対策全般を拡充するため、本年6月に北海道地域防災計画が修正されました。本市におきましても、昨年4月に地域防災計画見直し検討委員会が設置され、現在美唄市地域防災計画を見直し中とのことでありますが、どのように進められているのかお伺いいたします。また、大地震などを想定した防災のあり方や災害対策の啓発についてのお考えをお伺いいたします。

その2つ目は、建築物の耐震化についてであります。建築物の耐震化につきましては、過去何度か一般質問等においても取り上げられてきておりますが、耐震改修促進法に定める一定規模以上の市有建築物の耐震化の現状、及び民間住宅耐震化の現状と今後の対応につきまして、改めてお伺いをいたします。

その3つ目は、避難施設についてであります。先日発行されました広報紙メロディーに、災害時の避難場所の掲載がございました。多くの建物が、避難場所として指定されておりましたが、老朽化している建物、あるいは耐震性が確認されていない建物等もあるのではないかと思います。市内の避難施設の状況と点検・周知について、また、避難所の耐震性の状況についてお伺いをいたします。

大綱3点目は、農業行政について市長にお伺いいたします。美唄市食育推進計画についてお伺いをいたします。8月28日に美唄青年会議所創立50周年記念事業として、学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長の服部幸應氏をお招きして、「食育のすすめ—大切

なものを失った日本人」と題する講演会が行われ、その中で服部先生は、家庭料理の重要性を指摘されたほか、日本の家庭では7割以上がテレビを見ながら食事をしていることに対して、警笛を鳴らしていました。0歳から3歳までの家族間のスキンシップ、3歳から8歳までの食卓でのしつけが大切で、子供は8歳までに一般常識の8割が形成されることから、食卓で親子団らんの機会を作りたいと、家庭での食育の必要性を強調され、改めて食育の大切さ、子供や親に対する食育の重要性を感じたところでもあります。食育につきましては、平成22年第1回定例会におきまして質問いたしました。その際のご答弁では、市民検討委員会からの提言をもとに、食育推進計画を策定したところであり、この推進計画に沿って市民の皆さんとともに食育を推進していく、とのことでありました。美唄市食育推進計画は、平成22年6月に策定され、計画の目標年度は平成26年度となっており、本年度はその中間年となりますが、各目標の進捗状況等はどのようになっているのかお伺いをいたします。また、今回の講演で服部先生からも指摘がありましたが、本市における家庭での食育の推進状況と子供たちへの指導の状況についてお伺いをいたします。

大綱4点目は、教育行政について教育長にお伺いをいたします。その1つ目は、美唄工業高等学校施設の跡利用についてであります。美唄工業高等学校が来年3月で閉校をするに当たって、位置的にも市の中心部にあり、利便性も高く、施設的にはまだまだ活用が可能な状況にある中、跡利用に関して積極的に検討を進める必要があると考えているところで

ありますが、先日の同僚議員の質問に対しまして、北海道と共に市教委としても検討を行っていくとのご答弁がございましたが、当面来年3月までの具体的な検討に向けたお考えをお伺いいたします。

その2つ目は、小学校の児童生徒数についてであります。近年、少子化が顕著となり、空知管内でも小中学校の統廃合が進められているところでございますが、本市における平成20年度の児童生徒と比較した本年度の状況と共に、この5年間における学校の統廃合の状況につきましてお伺いをいたします。

その3つ目は、東明公園内の屋外スポーツ施設についてであります。平成23年第4回定例会の一般質問におきまして、スポーツ施設の今後の整備計画について質問した際、公園施設長寿命化計画を策定中であり、具体的な整備については、この計画に基づき、緊急性や財政状況を勘案して進める旨のご答弁をいただきましたが、その後の策定経過を踏まえ、どのように整備していかれるのか、お伺いをいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 高田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域振興について、地域経済の現状と雇用条件についてであります。北海道経済産業局が8月に発表した道内の経済概況では、昨年3月の震災以降、低い水準で推移してきた道内経済は、平成24年度には緩やかな回復基調にある旨の景気判断を示したところでもあります。本市におきましては、新たな店舗の開設や設備投資を行う企業が複数ある

など、徐々に企業活動は上向いてきていると判断されるものの、空知中央卸売市場の経営破綻や中心市街地の空き店舗が増加するなど、本市経済全体としては依然として厳しい状況にあるものと考えております。次に、雇用状況についてであります。岩見沢ハローワークの5月の状況によりますと、パート従業員を含む月間有効求人倍率は0.45倍となり、前年同月と比較し0.04ポイント好転しているものの、北海道の労働力調査において、労働人口に占める完全失業者の割合を示す完全失業率は5.2%となっており、全国平均を0.7%上回る結果となっていることなどから、求職者及び就業者の雇用環境は厳しい状況となっているところであります。なお、本市におきましては、コアビバイ内にあるふるさとハローワークにおいて、これまで求職者などが円滑に就職できるよう、求人・職業紹介サービスのほか、不当解雇や賃金未払などの労働相談や生活関連相談などを一体的に提供しているところであります。今後におきましても、事業主及び労働者にとって安心な労働・雇用環境づくりのため、岩見沢ハローワークと連携して、ふるさとハローワーク業務の充実を図るとともに、市が3年ごとに実施している労働基本調査により雇用実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。これまで中小企業基盤整備機構と連携し、首都圏を初めとする製造業関連の企業を対象に、立地アンケート調査を実施してきたところですが、景気の低迷により、国内において設備投資を計画している企業は少なく、空知団地への企業進出は、ここ数年実現していないと

ころでございます。昨年9月には緊急雇用対策事業を活用し、東日本大震災被災地や首都圏に工場等を有する企業2,000社に対して、設備投資動向調査を行い、9社から設備投資の計画がある旨回答をいただき、これらの企業に訪問し、空知団地の優位性をPRしてきたところであります。また、本市としましては、ホワイトデータ構想をもとに、美唄自然エネルギー研究会と連携を図り、雪冷熱エネルギーを活用した企業誘致活動に取り組んできた結果、今年に入り複数の企業がデータセンターの事業化を検討しており、これまでの地道な企業誘致活動により企業の方々に高い関心を持っていただけたものと考えております。さらに一昨年の震災により、今後震災が予測される地域の製造業関連企業においては、生産拠点施設の地方分散や部品供給網の見直しが喫緊の課題となっていることから、これら製造業関連企業についても積極的に情報収集等に努め、データセンター誘致と並行して誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設の利用者の状況についてであります。交流拠点施設「ピパの湯ゆ〜りん館」は、平成15年12月に開業し、15年度は約4カ月で約13万3,000人、1日当たり1,276人の利用がありました。以後、平成16年度は年間で約32万7,000人、平成17年度が約28万7,000人と減少傾向で推移してまいりましたが、平成19年度から23年度にかけて、岩見沢市や三笠市などで新しい施設がオープンするなど、近隣施設との競合により、営業目標としていた1日当たり600人を初めて下回ったところがございます。また、平成

23年度におきましては、高速道路の無料化社会実験の終了や、記録的な豪雪の影響により、日帰り入浴客数が初めて年間20万人を割り込んだほか、宿泊についても初めて2万人を下回ったところでございますが、様々な企画やサービスのメニューを工夫したことなどにより、宴会利用客数を合わせた総入館者数では20万人台を維持したところでございます。

次に、施設の改修についてであります。開業から間もなく10年目を迎えることから、施設設備の一部老朽化が進んでおり、平成21年度に男女浴室系統の空調機設備、22年度には湿温蔵庫の修繕や送迎バスの修繕、平成23年度には水風呂冷却装置や、洞窟風呂、泡風呂のろ過器及びろ材の交換、ジェットバスポンプ及び三方弁の取りかえなど、温泉設備の改修を行ってきたところでございます。また、最近では2階系統の冷房設備に不具合が生じたため、現在、修繕の手配をしているところでありますが、若干時間を要するため、それまでの間、移動式冷房機のリースにより応急的に対応しているところでございます。

次に、今後の施設整備計画についてであります。現時点での施設の大規模なリニューアル計画は予定しておりませんが、本年12月には開業から10年目に入りますことから、集客の増加に向け施設のリニューアルなどについて、運営主体であります株式会社アンビックスとも十分協議するほか、きめ細かなサービスの向上が図られるよう努めるとともに、快適な利用環境を確保してまいりたいと考えております。

次に防災について、地域防災計画についてでございます。平成23年4月に地域防災計画

見直し検討委員会を設置し、これまで美唄市地域防災計画と水防計画の点検や課題等の整理をするほか、今年度は国の防災基本計画の見直しなどを踏まえ、本年6月には北海道地域防災計画の修正が行われたことから、整合性及び関連性についても整理することとしております。また東日本大震災などや、このたびの豪雪の被害状況を踏まえ、初動体制や災害関連情報の伝達情報、避難誘導、避難所の開設・運営など、計画全体について総点検を行い、年内をめどに取りまとめることとしております。市民への啓発、災害時の避難等につきましては、降雨災害を想定した「洪水ハザードマップ」を作成し、地震災害を含めた災害対策ガイドと共に市のホームページに掲載しているほか、避難所や地震発生時の行動ポイント等について広報誌で周知しているところであります。また、地域へは防災に関する出前講座や、消防署と連携した講習会の開催などを実施しているところでございます。

次に、建築物の耐震化についてでございます。本市には耐震改修促進法に規定する病院や学校などの特定建築物が36施設あり、このうち耐震性のある施設は、耐震改修工事が終了した小中学校を含め32施設となっており、耐震化率は約90%となっております。また、残り4施設の市庁舎、市立病院、市民会館、恵風園、恵祥園につきましては、平成8年に耐震診断を行っておりますが、財政状況の理由から耐震化が進んでいないところでございます。次に、民間住宅の耐震化は美唄市耐震改修促進計画では、民間住宅の総数1万1,800戸に対し耐震化率は約70%となっており、市としては平成22年度から無料耐震診断を実

施しているほか、今年度からは木造住宅耐震改修促進助成制度を設けたところであり、今後さらに耐震化が促進されるよう市民の皆さんへ情報提供や相談に努めてまいります。

次に、避難施設についてであります。市では現在、地区別避難所は51カ所、広域避難場所については22カ所を指定しており、このうち避難所については16カ所が旧耐震の建物となっております。今年度地域防災計画の見直しを行っている中で、避難所の見直しについても検討しており、併せて避難所の耐震診断や、点検等についても検討してまいりたいと考えております。また、毎年広報紙に避難所一覧を掲載しておりますが、自宅近くの避難所の把握や災害発生時の避難経路の確認、家庭内の備蓄など、日ごろからの備えについて周知してるところでございます。

次に、農業行政について、美唄市食育推進計画についてであります。市では、生活にとって毎日欠かすことのできない「食」、この命をはぐくむ大切な「食」をめぐり、様々な課題のある時代となっていることから、本市の子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康でいきいきと安心して暮らしていけるよう、また、本市が農村地域であるという地域特性などを活かしながら、市民みんなが取り組むために、平成22年6月「美唄市食育推進計画」を策定したものでございます。この計画の進捗状況や達成状況を把握するため、目標年を平成26年度とする8つの指標を設定しており、平成23年度の実績で申し上げますと、「食育に関心のある人の割合」ほか3指標については、既に目標に達しております。また、「作物の栽培・収穫・調理・食べることを一貫的

に取り組んでいる、幼稚園・保育所の割合」及び「北のクリーン農産物表示制度登録集団数」は、まだ目標には達しておりませんが、計画策定時よりも上回っている状況でございます。一方、「学校給食における美唄産農産物の活用割合」及び「ふれあいファーム登録数」については、学校給食に無農薬野菜などを生産するグループの出荷量が昨年秋は天候不良で減少したことや、既にふれあいファームに登録している農家が健康上の理由により活動を中止したため、計画策定時よりも低い状況にあります。

次に、家庭における食育の推進に関する取り組みといたしましては、乳児や就学前児童が親子で参加する「手づくりおやつ教室」や「もぐもぐ離乳食教室」、「のびのび教室」などを通じて、家庭において実践していく環境づくりに努めており、今後とも美唄市食生活改善推進協議会や保護者グループの皆さんなどと連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。また、子ども栄養・健康指導の推進に関する取り組みといたしましては、教育委員会のグリーン・ルネサンス事業の中で農業の実体験活動を重視した「食農教育」や「栄養教諭による食に関する指導」が進められているほか、「学童クッキング」などの事業を通じて、子供たちにも食への関心を高める取り組みを推進しており、今後とも食の大切さについて理解を深めてもらえるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 高田議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育行政について、美唄工業高等学校施設の跡利用についてであります。本年7月に開催しました「美唄市高校問題等対策協議会」において、北海道教育庁職員から、北海道としてグラウンドと弓道場は尚栄高校に引き継ぐ考えを持っているものの、校舎等に関しては利活用の予定がなく、市と協議し検討していきたいとの意向が示されたところであり、このため、教育委員会としましては、年度内をめぐりとして市内の関係団体の意見も伺いながら、市長部局との協議のもと、美唄市コミュニティ施設審議委員会を中心に検討を行い、一定の方向を見出してまいりたいと考えております。なお、検討に当たっては、北海道や道教委とも十分協議、連携を図ってまいります。

次に、小中学校の児童・生徒数についてであります。平成20年度は小学生が1,197人、中学生が696人で合計1,893人、今年度は、小学生が994人、中学生が590人で合計1,584人となっております。この5年間で小学生が203人、中学生が106人それぞれ減少し、合計309人の減少となっております。次に、統廃合の状況としましては、平成20年度に西美唄中学校と茶志内中学校が美唄中学校に、平成21年度に光珠内中央小学校が峰延小学校に、平成23年度に東栄小学校は東小学校にそれぞれ統合したことにより、小学校は8校から6校に、中学校は6校から4校となっております。

次に、東明公園内の屋外スポーツ施設についてであります。本市では、昨年度から「公園施設長寿命化計画」の策定作業を行い、本年10月中に取りまとめ、北海道へ提出することとなっております。その中で東明公園内の

野球場、陸上競技場及びサン・スポーツランド美唄の調査点検につきましても行われたところであり、施設の改修につきましても、緊急性や財政状況を勘案し進めてまいりたいと考えており、点検の結果、緊急度の高い改修箇所が数カ所指摘されておりますことから、早期の着手に向け十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 10番、高田正則議員。

●10番高田正則議員 一通りお答えをいただきましてありがとうございます。自席から何か再質問させていただきます。

まず、地域振興について、企業誘致についてであります。空知団地へのデータセンター誘致におきまして、複数の企業がデータセンターの事業化を検討している、とのお答弁でございましたが、今後どのようなことが課題として考えられるのか、お伺いをいたします。

次に防災について、建築物の耐震化についてであります。耐震化されていない市有建築物4施設のうち、市庁舎は耐震性が極めて低い建物であります。多くの市民が利用される建物であり、また、災害発生時には災害対策本部が設置されるなど、重要な施設でもあります。国の施策等を踏まえ、市庁舎の耐震化については、早期に取り組むべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、教育行政について、小中学校の児童・生徒数についてであります。今後さらに子供の数の減少が見込まれるとともに、各学校の老朽化も進むことから、改修等についても相当の経費が見込まれるのではないかと考え

ます。これまで、教育委員会は学校の適正配置に関しましては、地域の未来を担う子供達のより良い教育環境を整備することを基本に、保護者や地域の理解を受けながら進めていく、との考えを示されてきていますが、子供のさらなる減少、学校施設の老朽化を考えたとき、市内小中学校の再編も含めた計画の策定が必要であると思いますが、今後の学校配置へのお考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 高田議員の質問にお答えいたします。

初めに、データセンター誘致に向けての課題についてでございますけども、空知団地は広大な面積と価格が安いこと、地震・津波等の自然災害リスクが少ないこと、そして、自然エネルギーの活用が出来ることが大きなセールスポイントでございますが、一方で、事業に必要な約6万ボルトの特別高圧電力や大容量の通信回線の敷設など、新たなインフラ整備が必要となることから、費用負担などの方法については、国の関係機関をはじめ、電力会社や通信会社と協議が必要であると考えております。

次に、建築物の耐震化についてでございますが、市庁舎は災害対応や行政事務の執行の拠点となることから、耐震化の必要性は最も高いものと考えております。このため地震防災緊急事業5ヵ年計画として、平成27年度までに整備することとしておりますが、財政健全化の期間中でもあり、着手する見通しが立っていないところでございます。今後、仮称ではございますけども、市庁舎耐震改修検討会議等の設置も含め、耐震化に向けて検討して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 高田議員の質問にお答えいたします。

学校施設の配置見直しについてでございますが、教育委員会といたしましては、学校の配置見直しに当たっては、これまで進めてきた考えと同様に、児童生徒数の推移を見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。検討に当たっては、小中学校が地域コミュニティの核となる施設であることを踏まえるとともに、小学校においては、通学距離や日常生活圏などを考慮し、中学校においては、一定の人数の中で、切磋琢磨する環境の確保を考慮することなどにより、子供たちにとってより良い教育環境を提供することを基本として、保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員（登壇）平成24年第3回定例会にあたり、大綱3点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、行財政問題についてでございます。8月末、野田民主党政権が多くくの国民の反対を押し切って消費税増税と社会保障改革関連法案を強行採決しました。これは国民生活を一層厳しいものにするばかりではなく、地方自治体にとっても大きな影響を受けざるを得ない深刻な内容を含んでいます。具体的にお聞きいたしますが、1点目は、消

費税は現在の5%から平成26年4月からは8%、平成27年10月からは10%になりますが、それとの関連でお聞きいたします。1つ目は、消費税が5%から10%になった場合の一般会計への影響がどのようになるのかであります。2つ目は、市立美唄病院事業会計の影響についてであります。消費税が5%から10%になった場合、消費税額は幾らになるのか。また、病院では資材や薬品など様々な物品の購入があり、これにかかる消費税が病院事業会計にどのような影響を与えるのかお聞きいたします。

2点目は、美唄市財政健全化計画の見直しについてであります。美唄市財政健全化計画は平成27年度までとなっておりますが、消費税が平成26年4月から8%、27年10月から10%となります。このことは必然的に健全化計画に影響するものと思われませんが、この健全化計画の見直しはどうなるのか。また、計画の見直しも必要になると思われますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、水道行政についてであります。桂沢水道企業団が新設を計画している桂沢浄水場についてお聞きいたします。桂沢浄水場の新築工事については、昨年8月に桂沢浄水場更新事業等調査特別委員会で更新事業が検討され、平成24年4月に桂沢浄水場更新事業推進室が設置され、岩見沢・美唄・三笠の3市の事業統合に向けての協議を進めていて、事業費は138億円を見込んでいることですが、お聞きしたいことの1つは、その新築事業の進捗状況はどのようになっているかであります。

2つ目は、この浄水場新築事業に対して、

消費税の増税がどのように影響するのかであります。138億円の工事費には、消費税の増額分は算定されていないと思われませんが、消費税増額分を含めると、事業費は大きく膨らむものと思われませんが、その影響についてお聞きいたします。

3つ目は、美唄市の、今後の水道事業の見直しについてであります。桂沢浄水場更新事業推進室で構成3市の事業統合に向けて協議をしているとのことですが、事業統合ということになれば、当然解決しなければならない幾つかの問題があると思われませんが、そのうちの3点についてお聞きいたします。その1つ目は、末端給水がどうなるのか。2つ目は、美唄ダム及び美唄浄水場はどうなるのか。3つ目は、工業用水道事業はどのようになるのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、地域医療の確立についてであります。本市における医療体制がどうなるのかという問題は、依然として市民にとって大きな関心が持たれているところであります。市が行っているまちづくり地区懇談会でも、また議会の行っている議会報告会でも多くの質問や意見が出されています。地域医療について3点についてお聞きいたします。1点目は、地域医療庁内推進会議の設置以後の議論経過についてであります。市はこれまで地域医療体制について地域医療体制のあり方検討委員会で議論を進め、その検討委員会がまとめた素案を基に地域医療庁内推進会議を設置して、美唄市立病院のあり方も含め、地域の医療体制について検討を重ねて来られたと思いますが、その議論経過についてお聞きいたします。

2つ目は、医師確保の見通しについてであります。市民からは美唄市立病院の診療体制の充実の声が高い訳ですが、市立病院に現在勤務している医師の数について診療科別にお聞きいたします。また、聞くところによりますと、来年3月には複数の医師が退職を迎えるということですが、4月以降の医師の確保の見通しはどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目は、厚生労働省の二次医療圏の変更の見通しについてであります。厚生労働省は今年3月に都道府県に対し、医療計画の作成指針が出されました。この中で二次医療圏の変更の問題は、本市の医療体制にも影響を及ぼすことが考えられますので、その具体的な内容についてお聞きいたします。

以上、この場からの発言を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、行財政問題について、消費税10%の場合の一般会計の影響についてであります。消費税については、税収の国と地方の配分が定められており、現行5%の場合は、国が4%で、そのうち地方交付税に回るのが1.18%分となっているほか、残りの1.0%は地方消費税として都道府県と市町村に2分の1ずつ交付されております。また、このたび成立した関連法案のうち消費税が10%となった場合は、国が7.8%となり、そのうち地方交付税に回るのが1.52%分で、地方交付税は現行より0.34%増えるほか、地方消費税においても2.2%となっており、1.2%分増えることとなっております。以上のことから、地方

交付税及び地方消費税の増収となるものと考えております。一方、消費税が10%となった場合は、市の一般会計歳出において課税対象取引に係る需用費や委託料工事請負費などの支出が5%分増えると考えておりますが、これらの増加費用については、普通交付税の基準財政需要額の算定の中で、ある程度増額されるものと考えております。なお、使用料手数料などの受益者負担で賄う費用等については、普通交付税の増額はないのではないかと考えているところでございます。このため、基本的にはこれらの使用料等の見直しが必要と考えております。また、地方消費税の増加分1.2%分は、成立した関連法案では地方公共団体において社会保障財源化することとなっております。こうした費用が増加することが見込まれているところでございます。なお、一般会計に及ぼす影響につきましては、地方財政計画が示されておられませんので、現時点での見通しについては不透明な状況にあります。

次に、市立美唄病院事業会計の消費税率上昇による影響についてであります。平成23年度決算における消費税関係雑支出額は約1,700万円となっており、これを元に10%になった場合で推計いたしますと、約3,400万円となります。病院事業会計では、診療報酬等が非課税扱いとされているため、収益は変わらず、単純に毎年1,700万円ずつ費用が増加することとなれば、会計全体に与える消費税率の引き上げの影響は大きいものと考えております。

次に、消費税が10%となった場合の財政健全化計画の見通しについてであります。市

の全会計において課税品目の購入等に当たり負担が増えることとなりますが、ある程度普通交付税が増額されると見込んでいるものの、使用料や料金等に対応する費用等につきましては、増額されないと見込んでいるところでございます。このため、財政健全化を図る上で基本的には使用料等の見直しが必要と考えておりますので、市民の皆さんの理解と協力を得ながら、必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。今後消費税増税後の財政推計を行い、計画の見直しを行うこととし、財政の健全化を進めてまいります。

次に、水道行政について、桂沢浄水場新築事業の進捗状況についてであります。平成23年5月基本計画において、桂沢浄水場更新事業の概算事業費が約138億円と試算されたことから、同年8月桂沢水道企業団議員からなる桂沢浄水場更新事業等調査特別委員会において、更新事業を実施するに当たり、国庫補助事業活用による財源確保を目指すためには、構成3市と桂沢水道企業団との事業統合を検討していくとの方向性が示されたところでございます。このことを踏まえ、桂沢水道企業団では平成24年4月に桂沢浄水場更新事業推進室が組織され、事業統合に向け協議を進めているところであります。現在、桂沢浄水場更新事業等調査特別委員会並びに構成市と企業団職員による桂沢水道企業団広域化検討会を設置し、桂沢浄水場更新事業に向けた事業統合や構成3市の財政状況など、様々な調査検討を進めているところでございます。このような諸課題が整理された後、桂沢浄水場新築工事の工期や供用開始の時期が決定されるものと考えております。

次に、消費税増税の影響についてであります。桂沢浄水場更新事業の概算事業費が約138億円と試算されたところでございますが、今後消費税の税率改正が施行され税率が上がった場合、事業費はその税率に基づき増額されるものと考えております。

次に、美唄市の今後の水道事業の見通しについてであります。現在、水道用水供給事業者である桂沢水道企業団と末端給水事業者である構成3市が広域的に統合し、桂沢水道企業団が末端給水事業者となることについても協議を進めているところでございます。また、美唄ダム及び美唄浄水場につきましては、他市と違って美唄水系もあることから、美唄ダム及び美唄浄水場を含めた事業統合の検討をお願いしているところでございます。

次に、事業統合に伴う工業用水道事業につきましては、水道への切替えや料金の違いなど諸問題があることから、今後企業の意向を踏まえ、関係部局と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、地域医療の確立について、地域医療庁内推進会議についてであります。5月に地域医療庁内推進会議を設置し、現在まで5回の会議を開催したところでございます。会議の主な議論の内容につきましては、労働者健康福祉機構理事長への表敬訪問と会談について、美唄市医師会との救急医療意見交換について、せき損センターとの意見交換について、地域医療体制の構築に向けた当面のスケジュールについて、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会での市立病院や地域医療に関する市民意見について、せき損センターに期待する役割分担などについて、地域医療

提供体制ビジョンの素案について、などでございます。

次に、医師の配置状況と今後の医師確保についてであります。9月1日現在の診療科別配置状況について、常勤医師数と非常勤を常勤換算した医師数で申し上げますと、内科は常勤2人、非常勤0.7人、小児科は常勤2人、非常勤0.1人、外科は常勤2人、整形外科は常勤1人、非常勤0.6人、産婦人科は非常勤0.1人、眼科は非常勤0.2人、耳鼻咽喉科は非常勤0.2人となっております。合計で院長含め常勤医8人、非常勤医1.9人の配置となっております。医師の確保につきましては、これまでも道内医育大学や、北海道保健福祉部への要請や地域医療振興財団などを通じた求人活動を行っているところでございます。直近の状況といたしましては、地域医療振興財団や民間医師紹介会社から内科医のお話をいただいているほか、民間医療法人や近隣自治体病院にも派遣を打診しているところでございます。また、来年3月で定年を迎える医師にも継続勤務について要請をしておりますが、現時点では、いずれも確定しておりませんので、引き続き粘り強く要請等を行ってまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省の二次医療圏の見直しについてでございますが、厚生労働省の医療計画の策定指針における二次医療圏の設定に当たって、人口規模が20万人未満の二次医療圏につきましては、入院にかかわる医療を提供する一体的区域として成り立っていないと考えられる場合で、特に流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上であるときは、医療圏設定の見直しについて検討する

こととなっております。設定の見直しを検討する場合は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要であるとしており、また、設定を変更しない場合には、その考えを明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこととなっております。この人口要件等を基準にしますと、現在北海道21医療圏のうち10医療圏が見直しに該当することとなります。

次に、北海道の議論経過についてであります。北海道総合保健医療協議会の計画特別委員会において、二次医療圏の設定変更は地域によって医療圏の拡大につながり、広域分散型で人口減少や高齢化が進行する北海道においては、現状では実情にそぐわないとの意見が出されており、現行計画期間中は21医療圏を維持し、各圏域における医療提供体制を確保して行く方針が示されてると承知しているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 この場から、何点かについて再質問させていただきたいと思っております。

最初に、行財政の問題についてであります。消費税増税の一般会計に対する影響についてでございますが、ご答弁では、消費税が10%になった場合、市の一般会計歳出において課税対象取引に係る事業費や工事請負費などの支出が5%増えると考えているが、これらについては普通交付税の基準財政需要額の算定の中で、ある程度の増額も見込まれるということでありました。総体的に見て一般会計に及

ばす影響については、地方財政計画が示されていないので、現時点での見通しについては不透明な状況にある、こうしたご答弁でありました。確かに、まだ不透明な部分はあるとは思いますが、私は大きなマイナスは避けられないのではないかと思います。消費税が3%から5%になった平成9年のときには、翌年から国の税収が大きく落ち込みました。これは、増税による景気の落ち込みの影響が出たものでありますが、今回の増税についても、本市の一般会計に対しても景気の落ち込みにより、市税の減少に大きな影響が出るのではないかと思います。どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、美唄市立病院会計に対して消費税の増額による影響ですが、ご答弁では、平成23年度決算における消費税関係支出額は1,700万円となっていて、これを基に10%になった場合で推計すれば、約3,400万円になるということでありました。この事は病院健全化計画にも影響があるのではないかと思います。今後の計画の見直しを行うのかどうかお聞きいたします。

次に桂沢浄水場の新築事業についてでありますけれども、現在、桂沢浄水場更新事業推進室で事業統合に向けて検討・協議中ということでありました。水道問題については市民にとっても生活にかかわる大切なライフラインであることから、大きな関心が持たれているところでありました。市民の中には美唄水系だけでも十分水量が間に合うのだから、桂沢水系はやめてもいいのではないかと、こうした意見を持っている人もおります。その事が妥当なのかどうかは別にしましても、1つの重要

な課題であることは間違いないわけです。そのほかにも末端給水の問題などがありますが、いずれにしましても、この事業統合が市民負担にならないように、また市民が安心して生活できるように、浄水場更新推進室では、美唄の不利益にならないように努力を要請したいと思っております。このことについては、ご答弁はしていただかなくても結構であります。

次に、地域医療の確立についてであります。1つは、地域医療庁内推進会議での議論経過についてであります。議論の中では自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会が出された意見や、地域医療提供体制ビジョンの策定について議論されたことのご答弁でありました。そこでお聞きいたしますが、まちづくり懇談会等で地域医療に関してはどのような意見が多かったのか。また、そうした意見を今後の検討にどのように生かすのかお聞きいたします。また、地域医療提供体制ビジョン素案の内容はどのようなものなのかお聞きいたします。

次に、労災病院との関係についてであります。8月4日の新聞報道で、岩見沢の労災病院が建設費55億円以上をかけて平成30年度完成を目指して全面的な建て替えを行う。こうしたことが新聞に掲載されております。このことから、美唄市民の中からは、美唄市の医療体制にも大きな影響が出るのではないかと、という声が多く聞かれます。現在美唄市では、地域医療体制のあり方検討委員会で打ち出した、1つの基幹的病院を中心とした医療体制に向けての討議を地域医療庁内推進会議で行っているわけですが、その討議では1つの基幹的病院ということになれば、当然美唄のせ

き損センターを抜きにしては出来ないわけです。そして美唄のせき損センターは岩見沢の労災病院の新築に伴う新しい医療体制に大きく影響されるのは必然であります。市としては現在、地域医療提供体制ビジョンの素案を検討中ということであれば当然の事、労働者健康福祉機構側やせき損センターとの話し合いが必要と思われませんが、そうした話し合いを行っているかどうかであります。

次に、厚生労働省の二次医療圏についてありますが、現在、厚労省の指針を受けて、道として検討中ということですが、道としての方向性がまとまる時期はいつなのかお聞きいたします。この厚労省の打ち出した二次医療圏の変更については、広大で過疎地の多い北海道には全く実情に合わない事や、これが実施されれば、医療体制の整理統合の対象に空知管内も含まれるわけであります。先ほどのご答弁の中では、この二次医療圏の変更という問題の中には、市外からの患者さんの流入が20%以下のところだとか、あるいは市外への医療機関にかかる人たちが20%以上だとか、そうしたことも対象に変更の対象になっているようでございますけれども、そうすると、美唄の市立病院もその対象に当てはまるのではないかと、このように思うわけがあります。このことによって本市の地域医療も後退の可能性が懸念されることから、国や道に対しての二次医療圏の変更を実施しないように要望する必要があると思っておりますが、どのようにお考えなのか、お聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、消費税増額による市税への影響についてであります。消費税が増税になった場合に、消費の落ち込み等により景気への影響が心配されております。このため、この度成立した法律では消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却、及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度、かつ実質の経済成長率で約2%程度を目指した望ましい経済成長のあり方に、早期に近づけるための総合的な政策の実施その他の必要な措置を講じることとしております。また、この法律の公布後に経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め、所要の措置を講ずることとなっているところでございます。市といたしましては現段階では法律に明記された国の対策等について、その動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、病院経営健全化計画の見直しについてでございますが、本計画は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき策定しており、消費税率引き上げに伴う計画の変更につきましては、道に確認したところ、国からの通知等は出ていないとのことでありますので、今後国及び道の動向を見きわめながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域医療庁内推進会議についてでございますが、初めに、まちづくり地区懇談会での主な意見でございますが、市立病院に関

しては、建て替えや充実など存続を求めるもの、医師の定年延長に関するもの、市の財政負担を懸念するもの。地域医療に関しては、せき損センターとの機能分担や医療機関の集約化に関するもの、救急搬送に関するものがございました。市民意見については、今後、市立病院のあり方を含め、地域医療提供体制を検討していく中で、活かしてまいりたいと考えております。

次に、地域医療提供体制ビジョン素案につきましては、一定程度内容がまとまりましたら、お示ししてまいりたいと考えております。

次に、北海道中央労災病院本院の建て替え構想に関して、機構やせき損センターとの話し合いは現在のところ行っていないところがございます。いずれにいたしましても、市の考え方を整理した上でせき損センターとの協議をして参りたいと考えているところでございます。

次に、二次医療圏の見直しについてでございますが、北海道に確認したところでは、現在、北海道総合保険医療協議会において、協議・検討されているところであり、今の段階では見直しも含め、方向性については不確定な状況でございます。次に、二次医療圏に関する国・道への要望についてでございますが、北海道での今後の議論経過を注視しながら、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2番長谷川吉春議員。
- 2番長谷川吉春議員 行財政の問題について1点だけお聞きしたいと思います。私は先程、消費税の増税が一般会計にどう影響する

のかと市税にどう影響するのかということをお聞きしたわけです。それに対して市長は、このたび成立した法律では消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況から脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度を目指した、望ましい経済成長のあり方に早期に近づけるための総合的な政策の実施、その他の必要な措置を講じることとしている。このようにご答弁されたわけです。このご答弁は野田首相がこれまで国会で答弁されたものと同じ趣旨のものであると思うわけです。この中で言われている経済状況を好転させることを条件として実施するというのは、これはまさに野田首相の国民を欺く詭弁である。このように思うわけです。平成9年に消費税が値上げされてから、税収が大きく落ち込んで国民生活は一層苦しいものになったわけです。本市においても市民の生活は厳しいものとなっておりますが、その1つの指標として見ることができるのが美唄市民の市税の納入状況がどうなっているのかということであり、財政課で出していただいた決算カードでは、本市の平成9年度の地方税額は、約26億5,000万円ですけれども。平成10年度には24億8,000万円に約1億7,000万円減収になっているわけです。こうしたことが毎年続いていて、平成14年までの5年間だけ見ても、減収のトータルでは約12億4,000万円のマイナスになっているわけです。これが、美唄市民が不況にあえいで苦しい生活を強いられていることの具体的な数字の現れではないかと思

うわけであります。

野田政権が国会に提出した消費税増税と社会保障一体改革の関連法案は、年金・医療・介護・生活保護などの社会保障全体の改悪に道を開くものとなっています。社会保障の充実を国の責任として明記している憲法 25 条を真っ向から踏みにじるものとなっているわけです。野田政権は、これらの法案を会期末になって提出して、本会議での趣旨説明も行わず、まともな審議もしないで強行採決したこと自体、極めて異常なことであります。日本共産党は消費税に頼らなくても、社会保障の充実と財政再建の道があることを提案しています。無駄遣いを無くして富裕層や大企業の力に応分の負担を求め、ここにこそ問題の解決の道があると思います。この提言については、4月に高橋市長にお届けしてあり、お読みになっておられると思いますので、提言についてのご意見・ご感想についてどのようにお持ちなのかお尋ねいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

日本共産党の提言についてでございますが、消費税に頼らない別の道がありますと題してのパンフレットで、「能力に応じた負担」で税収を増やし、社会保障の財源をつくることも財政危機を打開する道を開くこともできます等、そういった内容が提言として記載をされておりました。確かに自営業者の方や建設関連業者やその他サービス業や物販業者などを営んでいる方々の中には、価格競争も厳しいですとか、あるいは消費税をお客様に転嫁できないなどの声も聞いてるところでございます。

す。しかしながら、先ほども申し上げました通り、私といたしましては、現段階では法律に明記された国の対策等についてその動向を注視してまいりたいと考えてるところでございます。今回の提言につきましては、1つのご意見として受けとめさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） 平成24年第3回定例会に当たりまして、大綱2点について市長に質問をいたします。

今、我が国は昨年の大震災による国難とも言える大災害に対する復旧・復興、並びに国民の大多数が求める原子力発電の廃止に向けた基本的な方針や方策が国会の最優先課題であるにも関わらず、国会では残念ながら大局を乗り切る議論がなされず、政局を最優先する姿に国民の多くは失望感を強く感じているのではないのでしょうか。また、マスメディアも国民に真の課題を提供して自ら考えを求めることなく、いわばポピュリズムに利するような姿勢には大きな不安を感じるころであります。今こそ国民が大量に垂れ流される情報を冷静に整理して、自らが考え、そして声を結集していくことが大切なことではないかと考えるころであります。一方、美唄市におきましては、記録的な豪雪を乗り越え、半年を経過したところでございます。今年は厳しい残暑も続き、改めて地球環境の変化を肌で感じるような気象状況に若干危惧をするころであります。しかし、基幹産業である農業にとっては、勿論農業者の方々のご苦労はあ

るかと思いますが、寒冷地としてのハンディを和らげる効果をもたらし、作柄や収益も一定のものが見込まれると見通しがあり、地域の活性化への明るい材料になっているのではないかと考えているところでございます。

質問の大綱1点目は、労働行政についてであります。第1に市内の雇用と労働条件に大きく影響する、市の職員の労働条件についてであります。これまで私は、市の職員の労働条件が市内の農協初め多くの事業所の職員や社員の労働条件に影響していることについて市長の認識を求めてきましたが、財政健全化における職員の給与削減は地域の賃金水準を下げ、停滞させ、少なからず地域の経済の活性化にはマイナスの要素となっているものではないかと考えるところでございます。このことは、地域の賃金水準が低下することで、逆に市の職員の賃金水準に対する反感をもたらすなど、言わば負のスパイラルとなってしまうのではないのでしょうか。勿論単純に、市の職員の労働条件を守り、向上させていくことが重要なわけではなく、市の職員は市民の皆さんが安全に安心して暮らしていくことに対して、公務員として、この公務員というのは日本国憲法第15条2項に、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められ、なおかつ国家公務員法第96条でも、すべて職員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。地方公務員法第30条におきましても、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げ

てこれに専念しなければならない。このように地方公務員・公務員の規定、考え方というものも法律で示されております。このことから、市の職員は市長を先頭に、古い言葉ではございますが、公僕として全身全霊で市民の福祉向上に取り組む姿がなければならないことは大前提であります。

そこで、団塊の世代が高齢化社会への加速度を強める現状で、社会保障制度も大きく見直され、公的年金制度においては、既に65歳が年金受給開始年齢とされ、さらに将来においては、70歳開始が議論されるなど、現在この年金制度を支える若い世代には大きな不安や将来設計が強いられているところではないのでしょうか。現状では一般的に60歳定年制度が定着しております。制度上は少なくとも年金受給年齢までの間において就労が保障されるわけではなく、多くの方々が無収入となるわけであります。このことは、自己責任で生活防衛をしていかなければなりません。このような中、国は定年年齢延長を含めて、高年齢者の雇用の確保を民間企業にも求めているところですが、決して地方の中小零細企業がすんなりと高年齢者への雇用への取り組みを行うことができる意識と環境にはないのではないかと考えるところであります。

そこで、市の職員の労働条件は基本的に自己決定の原則で美唄市独自の条例規則により決められるものでございますが、残念ながらこれまで国交準拠という国家公務員の給与制度などを、大きなよりどころとしてきているものと承知しております。公務員制度改革関連法案が国会議論の重要法案として議論されていますが、公務員の定年年齢の引き上げが

課題として検討されたものの、現状では法制化とはならず再任用制度の拡充・充実が政府方針として示され、つい先日の報道では、明年より義務化の方針が示されている現状でございます。また、民間企業につきましても、高年齢者雇用を義務づけることとして、つい先日8月29日には、改正高年齢者雇用安定法が可決成立しましたが、これは大企業でさえ対応に頭を悩まされているとされ、中小零細ではことさらこの対応には時間がかかってくるのではないかと考えるところであります。

私はこれまで、美唄市における職員の再任用制度について市長の考えを求めてきたところでございますが、財政健全化計画途上における制度運用については、凍結措置として、国家公務員の定年年齢延長の動向も見きわめていくという姿勢を示されてきております。国家公務員が定年年齢延長を行わず、現行の再任用制度を充実させる方向が明らかになった今、再任用制度の凍結解除を真剣に検討し、そして運用していくべきであると考えます。そして、このことが市内における事業所等の高年齢者の就労の場確保に関しての事業主への意識も大きく影響するものではないかと思えます。市長は企業経営を経験され、従業員の生活に対する責任も十分認識されているものと考えているところですが、美唄市長として、多くの市民の生活を守るという崇高な立場で、このことについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。併せてこれまで再任用を運用した場合の市役所の組織機構、職員配置等について具体的な検討をされてきた経過があるのかも、伺いをしたいと思います。

第2に、移住・定住の取り組みと雇用の確

保・拡充のまちづくりについてでございます。私は7月4日から市議会総務・文教常任委員会での行政視察で、移住・定住対策の先進的な取り組みを行っている千葉県南東部のいすみ市に行ってまいりました。町村合併で3町が合併した人口4万1,000人の穏やかな気候と肥沃な耕地に恵まれた農業を基幹産業とする田園都市ということで、首都圏からJRで1時間程度に位置する田舎であり、市民、NPO、商工会、企業、学識経験者、そして県、市などの構成で定住促進協議会を設立し、情報発信や相談窓口の開設や、首都圏でのセールス、空き家バンク、移住ガイドブックなどの積極的な取り組みが行われておりました。このような取り組みの説明の際、移住・定住の大きなターゲットとして、団塊の世代を中心としたのどかな自然の中での田舎暮らし、それと比較的若い世代の就労通勤で安心して子育てができる田舎暮らしとしているとの説明がございました。大きな企業の無いいすみ市でありまして、小規模農業経営が比較的多いのではないかと考え、そして高齢化が進んでおりますけれども、人口流出が二元で推移しているというこの特徴であろうかと思えます。やはり住民が暮らしやすい地域づくりのため、自治体として雇用・医療・福祉・教育・子育てなど、トータルな分野で安心して暮らし続けることができる環境づくりが大切ではないかと強く感じたところであります。また、話は変わりますけれども、先日市内の温泉施設、ゆ〜りん館での出来事ですが、30代と20代の男性が何気なく会話をしておりました。そのそばで聞いていますと、若い男性が仕事が切れてしまったので仕事を探している、と

のことでした。30代の男性が、派遣や期限付きの仕事が多くて大変だと思う。しかも、美唄市内には社会保険や労働保険がついた仕事が極めて少なく、やはり市外へ出て行くしか方法はないのかな。このようにあきらめにも似た会話が交わされていました。この会話には切実で厳しい美唄市内の現状が表されているものと考え、私もしばらくその場で考え込んでしまったものであります。

そこで、新規住民となる方々への美唄のイメージアップや優遇措置などによる移住・定住対策の取り組みも大変重要なものと考えますが、一方、美唄で生活をされてきた高齢者の方々の厳しい冬期間の生活を不安に感じての転出、そして若い世代の安定した就労の場が確保されるまちづくりを進め、転出を防ぐ。このように、いかに人口流出に歯どめをかけるかということが重要ではないかと考えるわけでございます。そもそもは住民が暮らしやすいまち美唄が市民に実感されることで、新たな移住者が増えることにつながっていくと考えるところでございます。そのためにも、市内の事業所や企業の職員・社員の雇用に当たっては、しっかりと社会保険や労働保険を使用者責任として保障する環境を作るための取り組みを行うことが大切なことであると考えております。市内の実態としては、パートや期限付き、そして契約社員など不安定な雇用条件の労働者が多いと思います。雇用対策として、社会保障を充実させることをあらゆる場面で、市内の商工会とも連携して意識を強め、市として可能な支援や基盤づくりに取り組むことが、「安心して働くことができるまち美唄」の言葉が象徴するように、人口流出

に歯止めをかけ、地域の活性化につなげるとともに、新規移住者に対する何よりのセールスポイントになるのではないかと考えます。なかなか難しいことと思いますが、このことについて市長はどのように考えるのか、お聞きをいたします。

第3に、公契約条例についてでございます。このことにつきましては、これまで質問をしてきたところでございますが、道内における状況について経緯を見きわめ、検討するとされました。特に、札幌市の動向については、影響力も大きいものと思いますけれども、札幌市議会において、現在公契約条例案は継続審議ということで議論が継続しているものと承知しております。継続審議となっている理由につきましては、やはり契約事業者の立場における利益優先の考え方が大きな課題となっているのではないかと考えるところでありますが、私は一定の契約額を対象とする公契約条例は、対象とならない少額契約における賃金水準にも大きく影響してくるものと考えております。出来るだけ早く、この条例制定の必要を強く感じるところでございます。先日道内の最低賃金が見直され、その内容は、北海道労働局長の諮問機関である道地方最低賃金審議会が、2012年の道内最低賃金について前年の705円から14円引き上げて719円とする答申をしております。この新しい最低賃金でございますけれども、依然として生活保護水準より16円低く、時給ではございますけれども、生活保護水準を下回る逆転現象の解消につきましては、来年度以降に先送りをされたものでございます。10月18日からこの最低賃金は適用される見通しではありますが、

このように、まだまだ道内の賃金水準は低迷している現状であり、このような実態だからこそ公契約条例が地域の賃金水準の基盤づくりと改善へつながるものと考えるところであります。そこで、これまでの美唄市における公契約条例の検討につきまして、庁内において契約制度検討委員会で具体的な検討を行っていくとされましたが、検討経過についての具体的なもの、また、今後の取り組みについての考え方をお示しください。

大綱の第2は、市民の権利擁護についてであります。初めに、法律相談についてであります。私たちの日常の暮らしには相続・離婚・貸借・不動産売買・交通事故など様々な争いごとや悩み事があります。このような争いごととは法律的な問題がほとんど多く含まれております。弁護士に依頼して、調停や裁判等の手続をとった方がよい場合もあります。また、法律相談だけで解決の糸口が見つかる場合もあります。残念ながら美唄市には弁護士事務所も家庭裁判所もないわけであり、なかなか身近に法律的に相談ができる環境にはない現状であります。市内における法律相談は、市が社会福祉協議会に業務委託として定期的な無料相談を開設しております。法律的な悩みのある市民にとっては、大変有効な相談機会として活用されているものと考えるところでございます。そこでまず、この法律相談の件数や、内容・実績についてどのような現状になっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、札幌弁護士会が岩見沢市の駅に隣接した建物に開設している、南空知法律相談センターについてであります。広報紙メロデ

ィーの有料広告欄に時折掲載されていますが、電話予約により労働相談、消費者相談、そして雇用トラブル相談など多重債務相談、交通事故相談などが30分程度無料とされて広告が記載されております。私はこの相談機会の周知が、なぜ有料広告となっているのかに若干の違和感を感じたところでございます。これは札幌弁護士会が実施しているということで、弁護士業の一環であるとの理由で、市としては利益誘導はしないと判断しているものではないかなと考えるところでございます。そこで、市においては消費者相談、生活相談、納税相談などにおいてさまざまな市民からの悩みが寄せられてあろうかと思っております。担当窓口では対応するにも限界もありまして、法律の専門的な相談が必要な場合も生じるのではないかと思います。まずは市の法律相談を紹介することになるのではないかと思います。そして、同様に、南空知法律相談センターを紹介することについても先ほど言いました利益誘導、弁護士業に利益を与えるとして積極的に紹介できないものなのかどうか。その扱いについて、お伺いをいたします。

また、相談内容によっては、緊急を要することもあるかと思っておりますが、市民の権利擁護を考えた場合、市の職員が法律相談の必要性を判断し、まずは無料相談を紹介する、無料相談につなぐ、この辺の意識を持つことも大切なことではないかなと考えております。そのためにも、相続や身分関係にかかわる、そして契約にかかわる法律などについての知識を深め高める環境づくりに、市として取り組むことについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

第2に、成年後見制度利用支援事業についてであります。成年後見制度利用支援事業につきましては、私は第1回の定例会でも、このことについて質問をしております。本定例会におきましても、先輩議員が後見制度についてご質問されておりますけれども、私は改めて第1回定例会の質問を踏まえた上での質問をさせていただきたいと思っております。成年後見制度利用支援事業につきましては、本年4月から市町村の必須事業として格上げされ、この制度利用支援に対する市町村の責任が明確になっております。この支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方で、要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方を対象として実施されるものではありますが、美唄市においては、どのような位置づけをされているのか。また、申し立て費用並びに後見支援に係る費用助成の国・道・市町村の財政負担の助成割合についてお聞かせをください。

次に、成年後見制度利用に係る市内の環境についてであります。先の定例会で、成年後見制度についてお聞きしたところ、社会福祉協議会と連携して、市民後見人の養成を含んで取り組みを進めるとされております。私も先日、小樽にある後志後見センターに直接伺いまして、お話を聞いてきました。具体的な課題もまだまだ沢山あるようですけれども、予想以上の制度利用の実態を見まして、成年後見制度の必要性を改めて感じたところでございます。同センターでは、市民後見人の育成にも取り組んでおりましたけれども、やはり専門職の後見人が必要であることも事実で

あります。相当な人的基盤を確立しなければならないものと考え、小樽市と近隣自治体では、センター設立と運営の基盤整備のための財政的支援もしっかりと行ってまいりました。やはり純粋な市民後見人だけ、センターだけのセンターでは今後の運営等については、やはり後見制度の地域のセンターとしては困難な部分も生じるのではないかと考えております。そこで、美唄市におきましても、制度利用における受け皿となるセンターの設立を実現するためにも、具体的な取り組みを進めている社会福祉協議会とぜひとも連携をさらに強め、市として高齢者及び障がい者の方々の権利擁護に対して、主体的な考え方を確立することの必要性をどのように考えておられるのか、お聞かせをさせていただきたいと思っております。

以上で、この場からの質問といたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、労働行政について、市の職員の労働条件についてであります。職員の再任用につきましては、平成13年に条例を制定したのち、2年間実施したところですが、その後、財政状況の悪化等の理由から、職員団体との合意により、運用を凍結しております。一方、国においては、公的年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、定年年齢も段階的に引き上げることとして、その実施に向けた具体的な検討をしておりましたが、定年延長を見送り、現行の再任用制度の拡充により対応することを決定いたしました。具体的には原則再任用を希望する退職予定者を全員フルタイムで任用しようとするものです。地方公務

員の制度化に向けて、国ではこの基本方針と本年4月に実施した地方自治体に対するアンケート調査の結果をもとに検討を行っておりますが、現在短時間勤務による再任用も可能とすることをベースに、再度アンケートを行い、さらに検討が進められているところでございます。本市におきましては、地方公務員法が改正された場合、関係条例等の改正を行うなど、実施に向けた整備を進めることと考えております。また、組織機構と職員配置につきましては、再任用制度の内容が決まっていなことから、具体的な検討はしていないところでございます。

次に、移住・定住の取り組みと、雇用の確保・拡充のまちづくりについてであります。昨年11月に実施した経営・設備投資動向調査によりますと、回答をいただいた143事業所の総従業員数1,627人のうち正社員は837名で51.4%、パートタイムは521人で32%、臨時・季節労働者は269人で16.5%となっており、非正規の割合がほぼ半数を占め、労働者にとって不安定な雇用環境となっているところであります。本市といたしましては、これまで岩見沢ハローワークと連携し、コアビバイ内に開設したふるさとハローワークにおいて、求職者に求人情報を提供しているほか、職業能力開発講習や人材育成講習、教養講座などを実施している人材開発センターの事業支援や、季節労働者通年雇用促進協議会との連携を通じて、事業主に対して季節労働者等の通年雇用化について、お願いをしてきているところであります。今後におきましても、国・道などの雇用の創出や就労支援などの助成制度や経営の安定・振興を図るための各種

融資制度の活用を行うほか、岩見沢ハローワークや商工会議所などと連携し、雇用保険や社会保険の加入や、パートタイム従業員など非正規労働者から正規労働者への転換など、労働者の雇用環境の充実に向けた取り組みを推進することにより、市外の方々が美唄に住みたい、住んでみたいと思えるような魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、公契約条例についてであります。労働者の賃金を初めとした、適正な労働環境を確保することは、誰もが安心して働き、暮らすことのできる地域社会をつくるため大変重要であり、公共工事等においても業務の質を高めると共に、従事する労働者が安心して生活できる労働条件を確保することが重要であると認識しているところでございます。公契約条例についてのこれまでの検討経過といたしましては、千葉県野田市や神奈川県川崎市など条例を制定した先進自治体や条例制定に向けて取り組んでいる札幌市等の情報をもとに、本年3月に美唄市入札・契約制度検討委員会を開催し、公契約条例の概要、道内他市の動向、条例の必要性などについて検討しております。また5月には、美唄建設業協会事務局に対し、公契約条例についての情報提供を行い、今後、市が条例について検討していく中での意見交換などについて協力をお願いしているところでございます。今後の取り組みについてであります。札幌市の条例案が関係業界からの理解が十分でないなどの理由から、市議会で継続審査となり、課題を検証するためのモデル事業を実施していることから、その検証結果を参考にすのほか、美唄

建設業協会との意見交換などを行い、引き続き市の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の権利擁護について、法律相談についてであります。初めに市の無料法律相談についてであります。無料相談の場所や日時につきましては、総合福祉センターで時前予約により、毎月第2、第4水曜日の午後1時から午後4時までに1人30分程度の相談を受け付けております。次に、相談内容及び件数につきましては、平成23年度で申し上げますと、老人福祉や自己に係る生計相談として2件、住宅の賃貸借やトラブル等に関する相談が10件、親子や兄弟関係に関する相談が4件、離婚相談が11件、土地住宅及び金銭等の財産に関する相談が14件、交通事故等に関する相談が3件、近隣住民に関する苦情相談が1件、人件及び法律に関する相談が3件、副業及び生業に関する相談が3件、借金や友人などとの金銭トラブルに関する相談が17件、職場における従業員間のトラブルや友人からの預かりものに関する相談が2件となっており、合計70件の相談がありました。

次に、無料法律相談実施機関への紹介についてであります。市への法律に関する相談や消費相談の中でも法律に関する相談がある事から、市が実施しております無料法律相談への案内のほか、札幌弁護士会が行っている南空知法律相談センター、北海道弁護士会連合会が行っているすずらん無料法律相談、独立行政法人日本司法支援センターが行っている法テラスなどへの紹介を行っているところでございます。また、各職場におきましても、さまざまな相談があり、職員もある程度法律

の知識が必要となってまいります。このため、北海道市町村研修センター等が実施する民法や地方自治法等の研修について、積極的に受講を促してまいりたいと考えております。

次に、成年後見制度利用支援事業についてであります。本年4月から障害者自立支援法改正により、地域生活支援事業の必須事業となりましたが、本市では、平成17年の障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業として位置づけられた事から、事業の必要性や緊急性をかんがみ、平成18年10月より、美唄市長が申立人となる美唄市成年後見人制度利用支援事業実施要綱を施行しております。今後につきましても、該当となられる方がいる場合迅速に制度の適用ができるよう、事業の重要性から、引き続き本事業の推進に努めてまいります。また、申し立て費用としては、収入印紙、登記印紙、鑑定費用、及び成年後見人等に対する業務報酬の支援があり、平成24年予算では約34万7,000円を見込んでおり、地域生活支援事業として実施した助成費用の財政負担の割合は、国4分の2、道4分の1、市4分の1となっております。

次に、成年後見センター設立に向けた取り組みであります。昨年の11月に美唄市社会福祉協議会では成年後見事業委員会を立ち上げ、センター設立の検討や成年後見制度に関する市民向け講演会の開催、小樽・しりべし成年後見センターなど道内先進地の視察を行っており、市としましては、事業委員会に職員を参画させているところでございます。また、市としての権利擁護に対する主体的な考えであります。増加する認知症高齢者を経済的被害等の権利侵害から守るため、金銭管

理や介護サービス等の利用契約を行うための後見支援の充実が必要となってきた一方、市内には弁護士がいなく、また、司法書士等の専門職の数も限られており、後見人の受け皿がないことを解消するため、専門職や親族でない方が後見支援を行うことができるこの制度については、大変重要であると考えているところでございます。市としましては、市民後見人の養成及び活用を含め、市民の権利擁護に関しまして、十分検討してまいり所存でございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 この場から、再質問させていただきます。

労働行政における市の職員の労働条件についてであります。ただいま、ご答弁をいただいたところでございますけれども、これまでの答弁の域を超えるものではなく、私といたしましては、本当に市長は、社会保障制度の現状を踏まえた市内の働く人達の雇用や、市の職員の労働条件についての課題を検討することの必要性を認識されているのか、大変疑問に感ずるところでございます。そこで、今ほどのご答弁では、市の職員の労働条件が市内で働く人たちへの労働条件に大きく影響するということに対する理解や認識について、具体的にお答えをいただけないものと考えまして、市長はどのようにお考えか、改めてお聞きをいたします。

また、先ほど申し上げましたが、法律で民間企業における高年齢者の雇用が義務づけられ、公務員にあっても、再任用により年金受給年齢までの間無収入状態への対応が求めら

れ、政府は地方公務員にあっても、8月29日、年金の支給年齢引き上げに伴う雇用対策として、地方公務員も国家公務員と同様定年退職者のうち希望者の再任を原則義務づける方針を決めたと新聞報道がされております。しかも、スケジュール的には、明年4月に地方公務員法を改正施行し、自治体においても条例改正が必要とされます。今こそ早急に現状の定数管理と組織経営の価値観を大きく見直して、これに備えた検討が必要ではないでしょうか。単純に高年齢者の雇用延長を行うことでは職員の定数管理上や人件費の上からも高年齢者の雇用は財政的負担が象徴されることになり、端的に言えば、無理をして雇用を延長しているという見方がされ、批判的な評価につながり、民間企業における高年齢者雇用の取り扱いにも決してよい効果をもたらすものではないのではないかと大変心配するところでもあります。そこで、お答えをいただいたように、再任用制度について地方公務員法が改正された場合、関係条例の改正を行うなど、実施に向けた整備を進めることとし、現在具体的な検討はしていないという受動的な姿勢では、今の市役所で働く職員の生活や将来設計について、市長の主体的な使用者責任を何ら感じるものではありません。あえて言うならば、現状の凍結されている再任用制度に関わる具体的な定数管理の検討が全く行われていないと考えるところでございます。美唄市においては、高年齢者雇用について、受け皿さえ無い、これに等しいと言わざるを得ないのではないのでしょうか。残された期間は少ない。市の業務内容を的確に整理把握し、そして見直しを行い、再任用制度の実施を前提とした、

無駄のない職員配置による定数管理を早急にしっかり検討議論行っていただき、元気な市役所をつくるため、すべての職員が最大の力を発揮することができる体制を自ら確立していくことが必要であると考えておるところでございますが、市長はどのように考えておられるか、お聞かせをください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

市職員の労働条件についてであります、地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、情勢適用の原則から、社会一般の情勢に適応するように随時、適当な措置を講じなければならないとされておりますが、市職員の労働条件を参考とする市内事業者も一部あるものと承知しております。このため、高齢者雇用対策としての市職員の再任用制度につきましては、雇用主として職員の雇用と年金の接続が図られるよう努力していかなければならないものと考えております。一方、希望者全員を再任用する場合、新規採用職員の採用抑制による年齢構成の硬直化や、総給与費の増大、ポストや業務内容などの様々な課題がありますことから、年金支給年齢の段階的引き上げにより影響を生じる平成 26 年 4 月に向け、早期に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1 番、倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員 今お答えいただきましたが、なかなか踏み込んだという部分には受けとめられなく残念に思います。これからもしっかりと継続して私はこの問題について取り

組んでいきたいと思っております。それと、先ほど申しあげましたように、地方公務員、市の職員は地方公務員でございます。最後に関連いたしまして、先ほど申しあげましたように、市長は1年間市長として職を経験されたわけですが、民間企業の経営者としての感覚、そして、市長としての職責等を通じてですね、地方公務員たる市の職員に対する認識、何か大きな変化がこの1年あったかどうか、それだけ1点だけお聞かせください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 民間時代と、それから現在の職員、並びに従業員に対する、ものの考え方についてでございますけれども、職員はですね、私も民間にいた時代はですね、なるべく機械や合理化に頼らないで1人でも多くの職員を雇用して、そして、パートあるいは非正規の職員を正規職員に引き上げる、そんな努力もしてまいりました。「人は宝」という観点からも、そういったことを十分に認識をしながら雇用に努めてきたところでございますし、市長に就任してから1年も、その辺については何ら変わらない、そんな意識で職員の対応については努めてきたところでございます。今後も引き続きその精神をしっかりと持ちながら、「人は宝」という精神を持ちながら、職員の対応について努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

正午12時18分 散会

